

★奈良県の風致地区（奈良県 H.P）

ひろびろとした奈良盆地。東には若草山から三輪山に掛けての青垣の山々。西には生駒山から矢田山、斑鳩の里。中央部にはあやめ池、郡山城跡、大和三山、飛鳥の地があります。これら奈良県には、都市部において他に類を見ないような自然環境が現在も残っており、このような美しい景観は私たちの暮らしにうるおいとやすらぎを与えてくれます。

奈良県ではこの恵まれた風致を保全するため、これらの地区を「風致地区」に指定し必要な規制を行っています。

1. 奈良県における風致地区の指定

風致地区は、県土全体の3.35%にあたる12,378ヘクタール（県下8市町村）が指定されています。

奈良市	春日山風致地区	橿原市	耳成山風致地区
	佐保山風致地区		香久山風致地区
	平城山風致地区		畝傍山風致地区
	西の京風致地区		藤原宮跡風致地区
大和郡山市	あやめ池風致地区	桜井市	三輪山風致地区
	富雄風致地区		鳥見山風致地区
生駒市	郡山城跡風致地区	斑鳩町	磐余風致地区
	矢田山風致地区		斑鳩風致地区
天理市	生駒山風致地区	明日香村	明日香風致地区
	山の辺風致地区		

2. 風致地区内で規制される行為

風致地区内で次のような行為をしようとする場合は、知事の許可を受けなければなりません。

1. 建築物その他工作物の新築・改築・増築又は移転
2. 建築物などの色彩の変更
3. 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
4. 水面の埋め立て又は干拓
5. 木竹の伐採
6. 土石の類の採取
7. 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

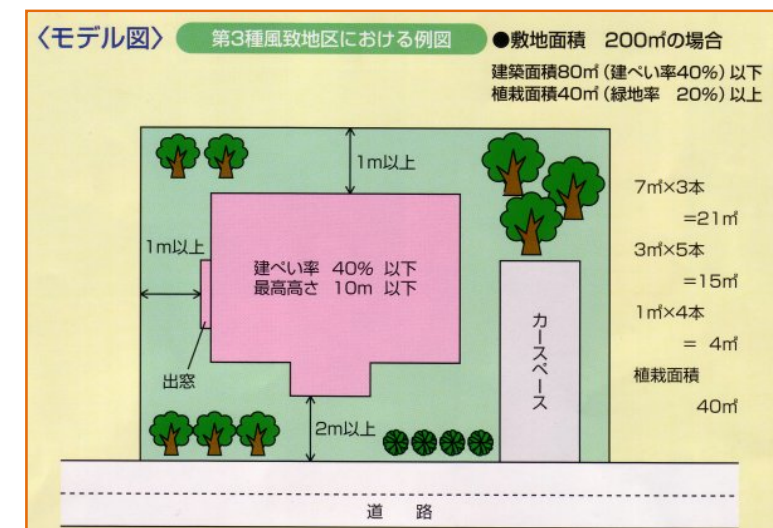
3. 風致地区の種別の指定

種別	指定の考え方	生駒山風致地区 指定面積(ha)		
第1種	・歴史的風土特別保存地区 ・一部の自然公園特別地域	1,010.0	/	
第2種	・重要な史跡の隣接部分 ・山林、丘陵の稜線や中腹部分			348.5
第3種	・重要な史跡の周辺部分 ・屋根並みのラインが重要な景観要素となっている低層住宅地 ・山林、丘陵の中腹から山裾部分			287.5
第4種	・屋根高さの統一感の創出や緑化の推進を図りたい低層住宅地			361.9
第5種	・まちなみの統一感の創出や緑化の推進を図りたい中高層住宅地			57.1

4. 風致地区の各種別の制限内容

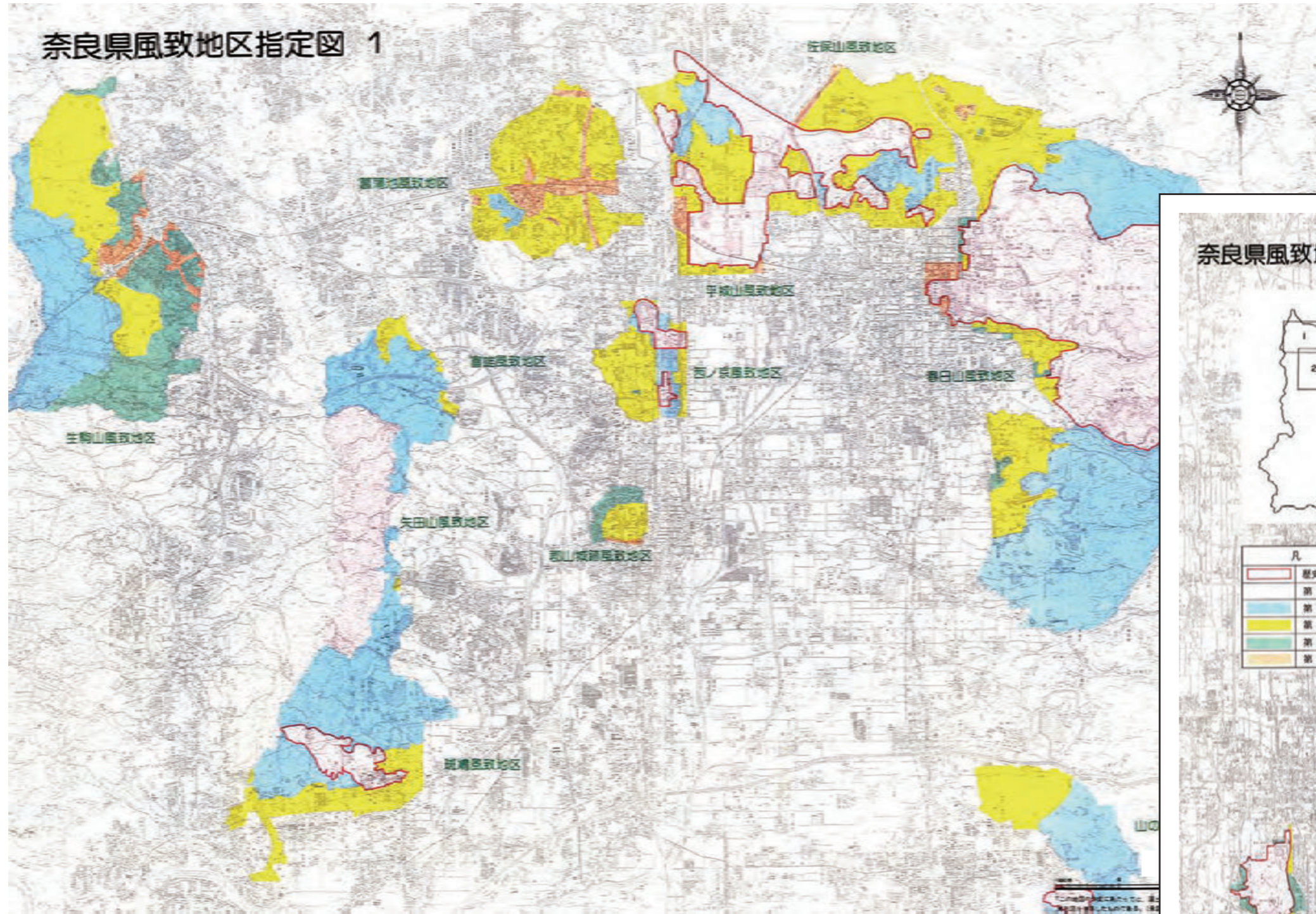
	高さ	建ぺい率	壁面後退距離		緑地率	※1 森林区域の 緑地率	※2 切土又は 盛土の高さ
			道路側	隣地側			
第1種風致地区	8m以下	20%以下	3m以上	1.5m以上	40%以上	60%以上	2m
第2種風致地区	10m以下	30%以下	2m以上	1m以上	30%以上	50%以上	3m
第3種風致地区	10m以下	40%以下	2m以上	1m以上	20%以上	40%以上	4m
第4種風致地区	12m以下	40%以下	2m以上	1m以上	20%以上	40%以上	4m
第5種風致地区	15m以下	40%以下	2m以上	1m以上	20%以上	40%以上	4m

※1 森林法第5条森林(地域森林計画対象民有林)の区域における造成行為に適用します。
ただし、宅地の造成(主として住宅その他の建築物を建築するために行う造成)、市街化区域における造成については、通常の緑地率が適用されます。
※2 1ヘクタールを超える造成について適用



風致地区 (奈良県全域)

奈良県風致地区指定図 1



奈良県風致地区指定図 2

